## 大網白里市生涯学習ボランティア講師制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊かな経験、専門的な知識、優れた技能等を有する人材を大網白里市生涯学習ボランティア講師(以下「講師」という。)として登録し、市民からの申請に基づき講師を派遣することによって、市民相互の自主的な生涯学習活動及び学びを通じた地域のつながりの再生を図り、もって生涯学習社会の実現に寄与することを目的とする。

(登録の要件)

- 第2条 講師として登録できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 豊かな経験、専門的な知識、優れた技能等を有し、学習の支援をすることができること。
  - (2) 講師として積極的に活動することができること。
  - (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。
  - (4) 別表に掲げる情報を市のホームページ等で公開することに同意すること。 (登録の方法等)
- 第3条 講師として登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生涯学習ボランティア講師登録申請書(別記第1号様式。以下「登録申請書」という。)により教育長に申請するものとする。
- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、 登録の可否を決定し、生涯学習ボランティア講師登録通知書(別記第2号様 式)又は生涯学習ボランティア講師登録不承認通知書(別記第3号様式)に より申請者に通知するものとする。
- 3 教育長は、講師として登録された者(以下「登録者」という。)に係る台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

(登録の変更)

第4条 登録者は、前条第1項の規定により申請した内容にに変更が生じたときは、生涯学習ボランティア講師登録事項変更届(別記第4号様式)により速やかに教育長に届け出なければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに登録内容を変 更するものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の取消)

- 第5条 教育長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録 を取り消すことができる。
  - (1) 辞退の申出があったとき。
  - (2) 第2条各号に規定する要件を欠いたとき。
  - (3) 虚偽の申請に基づき登録したとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が不適当であると認めたとき。
- 2 教育長は、登録を取り消したときは、生涯学習ボランティア講師登録取消 通知書(別記第5号様式)により登録者に通知するものとする。

(登録の期間等)

- 第6条 講師として登録する期間(以下「登録期間」という。)は、登録した日 の属する年度の3月31日までとする。
- 2 登録期間の満了後も引き続き登録を希望する者は、登録期間の満了日まで に生涯学習ボランティア講師継続登録申請書(別記第6号様式)により教育 長に申請するものとする。
- 3 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録者の派遣を申請することができるもの)

第7条 登録者の派遣を申請することができるものは、本市に居住し、在勤し、 又は在学する10人以上の者で構成された団体とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用申請)

- 第8条 登録者の派遣を希望する者(以下「利用者」という。)は、生涯学習ボランティア講師紹介調整書(別記第7号様式。以下「調整書」という。)により教育長に申請するものとする。
- 2 教育長は、前項の規定による依頼があったときは、利用者の依頼内容に応 じた登録者を紹介するものとする。

- 3 登録者の紹介を受けた利用者は、当該登録者と直接交渉を行い、講座等の 内容を決定するものとする。
- 4 登録者の紹介を受けた利用者は、前項の規定により登録者と交渉を行ったときは、調整書によりその結果を教育長に報告しなければならない。

(報酬等)

第9条 登録者の活動に対する報酬は、無償とする。ただし、講座等の開催に際しての資料代、材料費、交通費その他の必要経費については、登録者と利用者で協議の上決定し、利用者が負担するものとする。

(利用報告書の提出)

第10条 登録者の派遣を受けた利用者は、講座等の終了後速やかに、生涯学 習ボランティア講師利用報告書(別記第8号様式)により教育長に報告を行 わなければならない。

(利用の制限)

- 第11条 利用者は、次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 公の秩序や善良な風俗を乱さないこと。
  - (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした利用を行わないこと。
  - (3) この要綱の目的に反した利用を行わないこと。

(免責事項)

第12条 教育委員会は、登録者の派遣に関し登録者と利用者又は第三者との間に生じた問題、損害等について一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第13条 この要綱に関する庶務は、生涯学習課において処理する。 (補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表 (第2条第4号)

## 公開の対象となる情報

登録申請書に記載された事項のうち、性別、指導分野、指導内容、指導可能な曜日、指導可能な時間、指導対象、指導地域、交通手段、資格及び略歴に関する情報